(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	吉田	憲
論文題目	情報受領の自由と私的複製 ーダウンロード規制を中心			

(論文内容の要旨)

1 第1部について

まず、現代において、平成21年及び平成24年の著作権法改正でそれぞれ導入されたダウンロード違法化規定およびダウンロード罰則化規定に憲法上の問題がないのかという問題意識を明示したうえで、ダウンロード規制が憲法上の問題たり得るためにはダウンロードを含む情報を記録する行為が憲法上保障されるかどうかを検討する必要があるとの理解を示す(第1章、第2章)。

そして、レペタ事件最高裁判決等を参照し、情報を記録する行為には情報受領の 意義が妥当すること、情報受領の補充行為であることは憲法上の保障を否定しない こと、現代において情報受領の態様が変化していること、報道機関との違いは相対 的であることを根拠に情報を記録する行為は情報受領の一部として憲法21条1項に よって保障されることになると主張している(第3章)。

2 第2部について

第2部では、情報受領の自由と複製権との関係(第4章)、複製権の例外としての 私的複製の憲法上の位置づけ(第5章)、著作権法の柔軟な解釈の可否(第6章)を それぞれ検討している。

まず、著作権法及び憲法がともに情報を取扱うことを前提に、複製権と憲法上の 情報受領の自由は衝突することを確認する(第4章)。

次に、私的複製の憲法上の位置づけを検討し、私的複製は複製権と情報受領の自由との緊張関係を緩和するための調整規定であり、私的複製の積極的根拠である個人の自由は情報受領の自由を指すと理解すべきであるとする(第5章)。

また、上記位置づけを意味あるものとするためには柔軟な解釈がなされるべきであるところ、複数の裁判例を分析して裁判実務でも厳格な解釈が貫かれているのか、裁判例を確認している。その結果、現在では著作権法を柔軟に解釈した裁判例が積み上がりつつあるといえ、また、以前から学説も多くの解釈の選択肢を提供しており、妥当な結論を導くために柔軟な解釈を採用できると解されるべきであるから、権利制限規定である私的複製も柔軟に解釈できることになるとする(第6章)。

3 第3部について

第3部では、第2部で論じた私的複製の新たな位置づけを基礎として、私的複製に 関連する具体的な問題について検討した。 具体的には、著作権法30条1項3号について、憲法適合的解釈に基づき、同号の行為によって著作権者に実質的な損害が発生している場合に限定して解釈すべきであると主張する。また、合憲性審査については情報受領の自由の重要性及び規制態様から導いた審査基準に基づき、ダウンロード違法化の規定は組織的又は計画的に明確な意図をもって膨大なダウンロードがなされる場合のみを違法とすれば足り、それを超えて制約することは過度に広汎な規制であり、違憲の疑いが強いとする。さらに合憲限定解釈によって違憲の疑いを回避できるかについては、情報受領の自由の重要性に鑑み、「その事実を知りながら」を確定的故意のみを意味すると限定解釈し、手段の制限を読み込んで「組織的又は計画的に」録音又は録画する場合のみを規制すると限定解釈することによって合憲性を維持できると論じている(第7章)。

次に、ダウンロード罰則化規定の合憲性については、録音や録画行為の時点で、 音楽や動画が「有償」であるか否か等を知ることは極めて困難であって萎縮効果が 極めて大きく、当該規定を全部違憲とすべきだとの立場をとる(第8章)。

また、私的複製に関連する問題であるロクラクII事件については、本件のような利用者が物理的な複製主体である場合の規範的な複製主体の判断枠組みについては、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきであり、当該サービスを合法又は違法とした場合に生じる著作権者の不利益及び私的複製を制約される利用者の不利益をも考慮要素とすべきであるとする。そして、本件サービスを合法としても著作権者らに経済的不利益がないのに対して、違法となれば利用者は海外で放送番組を視聴できなくなって情報受領が大きく制約されることになるから、その他の諸要素を考慮しても十分に結論は変わり得たのではないかと考えている(第9章)。

さらに、他の私的複製に関連する自炊代行サービス事件に関し、私的複製の規定については、物理的な複製主体のみならず、規範的な複製主体に適用される結果、当該主体に代わる物理的な複製主体が援用することもできるとする。援用が可能な者の範囲については、私的複製の規定を柔軟に解釈して、「その利用する者」は手足とみなし得る者に限定せず、より広い者まで含むと解釈すべきことになる。本件ではスキャナーで複製を行うという物理的な単純作業を行ったのは事業者であるが、利用者は自ら複製の対象を選択して入手し、それを事業者に提供して裁量の余地がない物理的な単純作業を指示したのであるから、このような利用者は規範的な複製主体と理解して「その使用する者」に含まれると解釈すべきであるとする。そして、事業者は規範的な複製主体である利用者の私的複製の抗弁を援用できるのであるから、複製権を侵害することにはならないと主張する(第10章)。

最後に本稿を総括し、本稿の検討の意義について論じている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、著作権法によるダウンロード規制および関連する問題について、情報受領の自由の観点から憲法上の問題点を検討するものであり、著作権法および憲法に関する国内判例・学説を渉猟した上で理論的な観点に加え、筆者の弁護士としての経験に基づく実務的な観点からの考察が行われているものであり、以下のような特徴が見られる。

第一に、情報を受領し記録する行為の憲法上の基礎を探求し、情報記録の自由を含む情報受領の自由を憲法21条1項によって保障されることを論証している。情報記録の自由についてはこれまで全くと言ってよいほど議論がなされていないが、本論文のオリジナリティはこの点に着目して詳細に検討しているところにある。

第二に、情報受領の自由の憲法上の保障を前提に、私的使用のための複製(私的複製)を著作権の制限事由として定める著作権法30条1項の規定を再検討している。それによれば、私的複製の規定は、複製権と情報受領の自由との緊張関係を緩和するための調整規定であり、情報受領の自由の尊重の観点から、この規定は柔軟に解釈されるべきであるとする。

第三に、以上の議論を踏まえて、著作物のダウンロード違法化規定および罰則 化規定の合憲性、ロクラク II 事件、自炊代行サービス事件について再検討を加え ており、特に、ダウンロード罰則化規定については違憲であるとする。

本論文は、以上のように、情報受領・記録の自由が憲法上保障されることを論じた上で、その観点から著作権法の私的複製の規定の趣旨の分析および解釈の提示を行い、更にそれを踏まえて具体的な事例について分析を行っている。著作権法と表現の自由との関係については、憲法学では近年ようやく論じられるようになってきたが、これまでは主として、二次創作等の著作物を利用して更に情報発信行為を行う局面に着目するものであった。これに対して本論文は、情報受領・記録の自由の観点からこの問題にアプローチするものである点で着眼点にオリジナリティがある上に、上記のように基礎的な議論から具体的な解釈論まで一貫した主張が展開されている。

もっとも、本論文には課題も残されている。まず、情報受領と情報記録とはやはり性質が異なり、同一の保障を受けるとは言えないのではないか、また両者をあわせた情報受領の自由の内実がなお不明確ではないか等である。とはいえ、これらの問題は、いずれも今後の研究の進展によって、検討が深められることが期待できる。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいもので

ある。				
また、平成30年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った				
結果、合格と認めた。				
なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、光弦論式の合文に供えてるの内容な悪約した。				
に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。				